

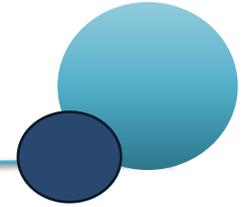
第6回 FLEC フォーラム

特別養子縁組と養育里親の育児休業

一課題と展望一

ロング朋子

# 特別養子縁組時における育児休業

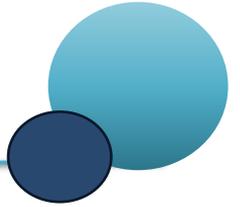


- 育児休業は、労働者が子を養育するためにする休業で、平成29年(2017年)の「改正育児・介護休業法」施行により、特別養子縁組の際にも「育児休業の取得」「育児休業給付金の受給」「休業中の保険料免除」が可能となった。
- しかし、実際に子を受託した場合、課題が残る制度となっている。



子を受託した養親の育児休業取得に係る課題を見ていく

# 育児休業の対象となる子の年齢要件

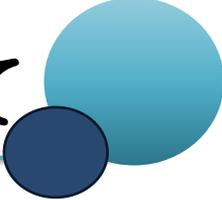


労働者は、その養育する一歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。(育休法第5条1項)



**課題1)** 養育開始時が1歳以上となる子を受託する場合は、育児休業を取得することができない

# 養子縁組里親と養親の育休について



## 【養子縁組里親についての規定】

養子縁組里親である労働者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者（育児休業法第二条の1）

➡ 養子縁組里親は、措置決定通知書の措置日から育休取得が可能

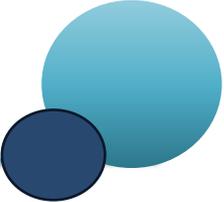
## 【養親候補者についての規定】

特別養子縁組の成立の請求が裁判所に係属するまでは、育児休業の対象とならないものであること。（通達第2条第1号ハ（イ））

➡ 課題2)

養親候補者は、子の養育中であっても、申立するまでは育休取得不可

# 雇用保険法では・・・

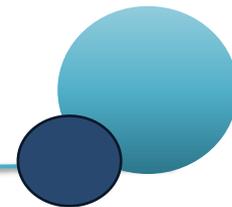


「雇用保険に関する業務取扱要領（育児休業給付関係）によると、

「……監護期間の初日は、特別養子縁組を成立させるための家庭裁判所への請求日（事件係属証明書によって確認する。）となるが、住民票記載事項証明書によって同居を開始した日が確認されること等により、請求日前における監護の状況が明らかである場合は、その明らかとなる初日を監護期間の初日として取り扱うこと。」

➡ 住民票記載事項証明では、（育休法による）育児休業の取得が認められないため、給付金を受けることができない。

# 実親の同意が得られない場合



## 【養子縁組里親の場合】

養子縁組里親に準ずる者は、育児休業の取得が可能

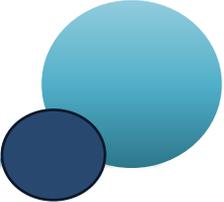
養子縁組里親に準ずるものとは？

児童相談所において、当該労働者に養子縁組里親として委託すべきである要保護児童として手続を進めていたにもかかわらず、委託措置決定を出す段階に至って実親等の親権者が反対したため、養子縁組里親として委託することが出来ず、やむなく当該労働者を養育里親として委託されている要保護児童（則第1条）

⇒ 申し立て中に翻意した場合、

①養育里親委託に切り替えた後 ②児童相談所長申し立て 等が可能

# 実親の同意が得られない場合

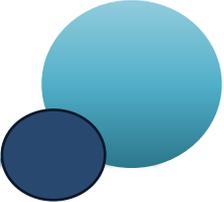


## 【養親候補者の場合】

養親候補者は、申し立てを取り下げざるを得ず、取り下げた日から事件係属しているとはみなされないため、育児休業の対象とならない。

**課題3)** 実親や実親親族による養育が見込めず、中長期的にも家庭復帰が極めて困難または不可能である場合でも、子どもを養親宅から引き上げなくてはならない。

# 検討すべき事柄



1. 社会的養護の子を受託した場合の育児休業は、子の受託日を養育開始日とし、その養育期間が一年に満たない場合に取得が可能としてはどうか
2. 養子縁組里親と民間あっせん機関の養親候補者の整合性がとれていないのではないか
3. 養育里親の育児休業制度利用について検討すべきではないか
4. 育児休業給付金の財源は何が適当なのか